

## 1 - 2 基本方針と施策の体系

### (1) 計画の基本方針

緑の将来像を実現するために、“緑の保全”“緑地の創出”“都市緑化の推進”“緑を育てる仕組みづくり”からなる総合的な4つの基本方針を定める。

#### 1. 自然にやさしいまちをつくる（緑の保全）

ふるさとの美しい景観を形成し、豊かな自然環境を維持している森林や、渡良瀬川、桐生川などの清流を市民一人一人の財産ととらえ、これを守り、次世代に伝えていく。

身近な緑を守ることにより、生き物の生息場所を保全し、自然にやさしいまちをつくる。

#### 2. 水と緑のふれあいの場を広げる（緑地の創出）

安全で快適な生活を確保するため、身近な公園をバランス良く配置する。

自然や歴史・文化に育まれた桐生市の特徴を活かし、個性と特色のある公園を整備する。

桐生が岡公園や桐生市運動公園など、既存の公園を魅力ある公園へよみがえらせる。多様な公園緑地を広く利用できるよう、河川や緑道、街路樹等による水と緑のネットワーク化を進める。

#### 3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる（都市緑化の推進）

緑が少ない市街地に花と緑を増やし、美しく、市民が誇りをもち、長く住みたいと思うまちをつくる。

公園のバリアフリー化や、安心して歩ける緑道や遊歩道の整備を進め、人にやさしいまちをつくる。

公園緑地等のオープンスペースの確保や、ブロック塀の生垣化、道路の緑化等によって、災害に強い安全なまちをつくる。

#### 4. 市民の自主的・主体的な緑のまちづくりを支援する

（緑を育てる仕組みづくり）

身近な緑を守り、増やし、育てる地域活動を育成する。

さまざまなイベントや桐生川の清流を守る条例の制定などの普及啓発活動を通じて、市民の緑化や自然保護に対する意識の高揚を図る。

行政内の推進体制の充実や調査研究等により、「桐生の清流と森林を守る会」などの市民の自主的な自然保護活動や緑化活動を支援する。

(2) 施策の体系

計画の基本方針に基づき、施策展開の方向を体系的にまとめ以下に示す。

表 施策の体系

基本方針	基本施策	施策(小項目)
1. 自然にやさしいまちをつくる(緑の保全)	樹林・樹木の保全	森林の保全、複層混交林の創出 開発申請時の適正な誘導 緑地保全地区制度、風致地区制度の活用 自然緑地保護地区制度等の活用 保存樹制度の活用
	河川・湖沼の保全・活用	桐生川ダム周辺の整備 多自然型川づくり 親水空間の保全・活用
2. 水と緑のふれあいの場を広げる(緑地の創出)	身近な公園緑地の整備・充実	身近な公園緑地の整備 一時避難場所としての公園機能の充実 市民参加による公園づくり
	拠点となる公園緑地の整備・充実	個性と特色ある公園の整備 都市防災機能の強化 魅力ある公園への再整備
	水と緑のネットワーク化	緑の散歩道の整備 サイクリングロードの整備 ハイキングコースの活用
3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる(都市緑化の推進)	都市公園、公共公益施設の整備・充実	都市公園の緑化 都市公園のバリアフリー化 学校の緑化 公共公益施設の緑化
	道路・河川の緑化	道路の緑化 河川・水辺の緑化
	民有地の緑化	住宅地の緑化 商業施設地の緑化 工場・事業所の緑化 緑地協定、接道部緑化に関する取り決め等の締結
4. 市民の自主的・主体的な緑のまちづくりを支援する(緑を育てる仕組みづくり)	自主的・主体的な活動の促進	(仮)緑の相談所の開設 グリーンフラワーバンクの活用 移動地域バンク(苗木及び球根の配布)の活用 生垣づくり奨励苗木交付事業の活用 市民による緑の維持管理の促進 「桐生の清流と森林を守る会」の活動促進 活動団体・人材の育成
	緑化イベントの充実・緑の普及啓発	緑化推進月間の設定 桐生市緑化推進大会の開催 市民植木市の開催等イベントの充実 「緑と花」のポスター募集及び展示 普及啓発活動の充実
	緑化推進基金の充実	桐生市緑化推進基金の積み立て・運用
	みどりのまちづくり推進体制の充実	庁内組織の充実 「桐生しみどりと花の会」との連携
	調査研究・広報活動	緑や自然に関する調査研究 各種指針等の作成 緑に関する情報提供